○近畿地方整備局告示第百九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月十日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社技研

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	中川　政之

(2)　変更年月日

平成二十四年九月十三日

○近畿地方整備局告示第百九十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月十日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社Ｉ－ＰＥＣ

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	相楽　徳喜、飯田加奈子
変更後	－

(2)　変更年月日

平成二十四年九月一日

○中国地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
竹原市港町三丁目一二四一番四から同市竹原町字東山四番五まで	前	九・六三～一八・六三メートル	〇・三八七キロメートル	
	後	一〇・七八～三七・一三メートル		

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市安芸津町風早字江川一一二二番一から同市安芸津町風早字吉末一二三一番三まで	前	九・五〇～一五・六五メートル	〇・一三七キロメートル	
	後	一〇・六七～一五・六五メートル		

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取市気高町八束水字鶴木谷七五五番一から鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開一八二一番一まで	前	八・九二～一六四・〇〇メートル	一八・三五五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・六〇～一六四・〇〇メートル	一八・三五五キロメートル	
	BA	一二・四〇～三五〇・〇〇メートル	一六・四七五キロメートル	
	BA	一二・四〇～三五〇・〇〇メートル	一六・四七五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
米子市淀江町今津字岸ノ前一四四番一から同市陰田町六五八番六まで	前	一〇・〇〇～八一・五〇メートル	一四・〇六二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・七〇～三二六・〇〇メートル	一三・四二〇キロメートル	
	BA	一〇・〇〇～八一・五〇メートル	一四・〇六二キロメートル	
	BA	九・七〇～三二六・〇〇メートル	一三・四二〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所